

六ヶ所村訓令第3号

六ヶ所村物品調達等業者指名停止要領を次のように定める。

令和8年3月23日

六ヶ所村長 橋本隆春

六ヶ所村物品調達等業者指名停止要領

(趣旨)

第1条 この要領は、六ヶ所村物品調達等指名業者等選定規程（平成21年訓令第17号。以下「選定規程」という。）第1条に規定する物品調達等の指名業者等の適正な選定に資するとともに、適正な契約の履行を図るため、名簿登載業者（六ヶ所村物品調達等の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成21年規則第23号）第8条に規定する物品調達等有資格者名簿に登載されている者をいう。以下同じ。）に係る指名停止等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止等の効果)

第2条 名簿登載業者に係る指名停止は、指名業者等の選定に当たって、不正又は不誠実な行為の有無等に留意した場合において一般的にその適格性を有していることとすることができないものとする措置とする。

2 契約担当者（六ヶ所村財務規則（昭和60年規則第4号）第136条に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、指名停止を受けた者を当該指名停止の期間中指名してはならない。

3 契約担当者は、指名停止を受けた者を現に指名しているときは、開札前にあっては、当該指名を取り消し、開札後契約締結前にあっては、契約を締結しないものとする。

4 契約担当者は、指名停止を受けた者を当該指名停止の期間中随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害復旧のため緊急の必要がある場合、特許又は特殊技術を必要とする場合その他のやむを得ない理由がある場合で、あらかじめ村長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 契約担当者は、別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実があった者を現に指名しているときは、開札前にあっては、入札に参加させないものとし、開札後契約締結前にあっては、契約を締結しないものとする。

(指名停止の措置)

第3条 村長は、名簿登載業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該名簿登載業者について、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定めて、指名停止の措置を行うものとする。

(再委託先等に対する指名停止)

第4条 村長は、前条の規定により、受注者について指名停止の措置を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき名簿登載業者である再委託先等が明らかになったときは、当該再委託先等について、当該受注者の指名停止の期間の範囲内において情状に応じて期間を定めて、指名停止の措置を併せて行うものとする。

(事業協同組合等に対する指名停止)

第5条 村長は、事業協同組合等（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会をいう。以下「事業協同組合等」という。）が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該事業協同組合等について、情状に応じて当該各号に定めるところにより、期間を定めて指名停止の措置を行うほか、当該事業協同組合等の構成員である名簿登載業者（明らかに当該事業協同組合等の指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該事業協同組合等の指名停止の期間の範囲内において情状に応じて期間を定めて指名停止の措置を行うものとする。

2 前項に規定する場合において、当該事業協同組合等について解散等の理由により指名停止の措置を行うことができないときは、当該事業協同組合等の構成員であり、又は構成員であった名簿登載業者（明らかに当該事業協同組合等の指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、指名停止の措置を行うものとする。この場合において、当該指名停止の期間については、当該事業協同組合等について同項の規定により指名停止の措置を行うことができるものとした場合の例によるものとする。

3 村長は、第3条、前条又は前2項の規定による指名停止の措置に係る名簿登載業者が構成員となっている事業協同組合等について、当該名簿登載業者の指名停止の期間の範囲内において情状に応じて期間を定めて、指名停止の措置を行うものとする。

(措置要件の競合)

第6条 1の事案により別表各号に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期（期間が定められているときは、その期間。以下同じ。）及び長期（期間が定められているときは、その期間。以下

同じ。)の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

(短期の延長)

第7条 指名停止を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、別表各号及び前条の規定による短期の2倍(当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、別表各号(第9号から第11号までを除く。)の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第12号から第15号までの措置要件に係る指名停止の期間満了後3年を経過するまでの間に、同表第12号から第15号までの措置要件に該当することとなったとき。(前号に掲げる場合を除く。)

(指名停止期間の短縮及び延長)

第8条 村長は、指名停止を受けるべき者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2条の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

2 村長は、指名停止を受けるべき者について、極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じさせたために、別表各号及び第4条の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36か月を超えるときは、36か月)まで延長することができる。

(独占禁止等違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第9条 村長は、指名停止を受けるべき者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、名簿登載業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第13号又は第15号に該当したとき。

(2) 別表第12号から第15号までに該当する名簿登載業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する行為をいう。以下同じ。)若しくは談合(同条第2項に規定する行為をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。

- (3) 別表第12号又は第13号に該当する名簿登載業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、同法第2条第5項に規定する入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第12号又は第13号に該当する名簿登載業者に悪質な事由があるとき。
- (5) 村又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第14号又は第15号に該当する名簿登載業者に悪質な事由があるとき。
(指名停止期間の変更等)

第10条 村長は、指名停止を受けている者について、当該指名停止の期間中に、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったとき等指名停止期間を変更すべき事由が確認されたときは、別表各号及び第4条から前条までに定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

- 2 村長は、指名停止期間が満了した名簿登載業者について、別表第13号又は第15号に該当し、かつ、極めて悪質な事由が明らかになったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

(指名停止の解除)

第11条 村長は、指名停止を受けている者について、当該指名停止の期間中に、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該指名停止の措置を解除するものとする。

(指名審査会の意見)

第12条 村長は、第2条第4項ただし書の規定により随意契約の相手方として承認しようとするとき、第3条の規定により指名停止の措置を行おうとするとき、第8条第1項の規定により指名停止の期間を変更しようとするとき、又は前条の規定により指名停止の措置を解除しようとするときは、あらかじめ選定規程第4条に規定にする六ヶ所村業者指名審査会の意見を聴くものとする。ただし、別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する名簿登載業者について、第3条の規定により指名停止の措置を行おうとする場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する場合において、村長は、指名停止の措置後速やかに、六ヶ所村業者指名審査会の意見を聴くものとする。

(措置要件該当事案の報告)

第13条 課室等を掌理する課長等（以下「課長」という。）、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事由が発生したと認めるときは、直ちにその旨

を指名停止事由発生報告書（様式第1号）により、検査（六ヶ所村検査事務規程（平成15年訓令第8号）第3条に規定する検査をいう。）を担当する課を経由して、村長に報告するものとする。指名停止を受けている者について、第8条第1項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第9条の規定により指名停止の措置を解除すべき事由が発生したと認める場合も、同様とする。

（指名停止の通知等）

第14条 村長は、第3条の規定により指名停止の措置を行ったときは、その旨を課長に通知するものとする。第8条第1項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第9条の規定により指名停止の解除をした場合も、同様とする。

2 村長は、前項の場合において、指名停止を受けた者に対して、指名停止、指名停止の期間の変更又は指名停止の解除の措置を行った旨を通知するものとする。

3 村長は、第1項の場合において、指名停止の措置等に係る情報を村のホームページに掲載して公表するものとし、その掲載は、指名停止措置の概要（様式第2号）によって行うものとする。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第15条 村長は、名簿登載業者が別表各号に掲げる措置要件に該当しない場合において、必要があると認めるときは、当該名簿登載業者に対し、書面又は口頭により、警告又は注意の喚起を行うことがある。

別表（第3条―第10条、第13条及び第15条関係）

措置要件	期間
(虚偽記載) 1 村と締結する物品調達等の契約（以下「村発注物品等調達契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格審査申請書その他の入札前の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
(過失による欠陥品の納入等) 2 村発注物品等調達契約の履行に当たり、過失により欠陥品を納入し、又は業務を粗雑に行つたと認められるとき（納入された物品の種類、品質及び数量又は業務の履行状況が契約内容に適合しないもの（以下「契約不適合」とい	当該認定をした日から1か月以上6か月以内

<p>う。)が軽微であると認められる場合を除く。)</p>	
<p>3 村内における物品調達等に係る契約で村発注物品等調達契約以外のもの(以下「一般契約」という。)の履行に当たり、過失により欠陥品を納入し、又は業務を粗雑に行った場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、村発注物品等調達契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上12か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 村発注物品等調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p>
<p>6 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた関係者事故)</p> <p>7 村発注物品等調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該契約の履行に係る関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4か月以内</p>
<p>8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該契約の履行に係る関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合にお</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上2か月以内</p>

<p>いて、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	
<p>(贈賄)</p> <p>9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が村の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたとき。</p> <p>(1) 名簿登載業者である個人又は名簿登載業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>(2) 名簿登載業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時村との契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 名簿登載業者の使用人で、(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12か月</p> <p>9か月</p> <p>6か月</p>
<p>10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が村内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>9か月</p> <p>6か月</p> <p>3か月</p>
<p>11 次の(1)又は(2)に掲げる者が村外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>9か月</p> <p>3か月</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>12 業務に関し独占禁止法第3条、第8条第1号又は第19条に違反し、公正取引委員会による刑</p>	<p>当該事実を知った日から12か月以上16か月以内</p>

<p>事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	
<p>13 村と締結した契約に関し、独占禁止法第3条、第8条第1号又は第19条に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕されたとき。</p>	<p>当該事実を知った日から18か月以上36か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合) 14 代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から12か月以上16か月以内</p>
<p>15 村と締結した契約に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から18か月以上36か月以内</p>
<p>(暴力団等関与) 16 代表役員等又は一般役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該事実を知った日から36か月</p>
<p>(不正又は不誠実な行為) 17 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上18か月以内</p>

18 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提訴され又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
--	----------------------

様式第1号 (第13条関係)

事務連絡

年 月 日

六ヶ所村長 様

(所属長名)

指名停止 (指名停止期間変更、指名停止解除) 事由発生報告書

下記名簿登録業者について、指名停止 (指名停止期間変更、指名停止解除) 事由が発生したので報告します。

記

1 名簿登録業者

- (1) 所在地又は住所
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者氏名

2 指名停止 (指名停止期間変更、指名停止解除) 事由

様式第2号 (第14条関係)

年 月 日

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止対象業者
商号又は名称
所在地又は住所
- 2 指名停止の期間
- 3 指名停止の理由

問い合わせ先
六ヶ所村財政課
電話番号

附 則

この訓令は、4月1日から施行する。